

番 号	25請願第6号 (厚生委員会付託)
受理年月日	平成25年9月19日
件 名	三鷹市内在住の私立小・中学校就学者に対する教育費助成等について
提 出 者	三鷹市在住 私学助成小中学校協議会 代表 加藤 結花 ほか 32,425人
紹 介 議 員	岩見 大三、栗原 健治
要 旨	
<p>〔請願事項〕</p> <p>1、市内在住の私立小・中学校に就学する児童・生徒に対する教育費助成の復活</p> <p>1、地域との連携、市民への貢献を前提とした活動への支援</p> <p>〔請願趣旨〕</p> <p>今年度も三鷹市内の私立学校の入学式に、三鷹市長から祝電が届きました。祝電の内容を聞いた教職員一同は、新入生徒たちに対する市長の温かい心遣いに感謝するとともに、みずからの教育活動の責任と意義の大きさに、全員が身の引き締まる思いをしました。</p> <p>三鷹市では、全国に先駆けて、私立小・中学校に就学させている市内在住の父母に対して、毎年、教育費の助成がなされてきました。しかし、2006年に市内の私立学校に対して実施されていた施設設備補助を廃止、さらに2012年、私立小・中学校に就学させている市内在住の父母に対して交付してきた教育費助成金をも廃止されました。</p> <p>日本国憲法は「義務教育はこれを無償とする」と定めており、公立小・中学校の教育費は国と都と市が負担しています。しかし、その保護する子女が私立小・中学校に在学する保護者は、同じ税金を納めている市民でありながら、無償ではなく相応の学費を負担しています。これは、憲法が行政に求める「教育を受ける権利の保障」とは乖離のある事態というべきであり、これ以上の公私間格差を座視するわけにはいかないというのが私学関係者の切実な気持ちです。</p> <p>保護者と生徒が私学を選ぶのは、その教育理念を求めてのことにほかならず、公立で事足りるにもかかわらず私学を選んでいる、というわけではありません。必ずしも家庭の裕福さが私学を選ばせているのではないのです。</p>	

また、私立学校はさまざまな活動を通じて地域ともつながり、市民への貢献にも力を入れてきています。

すなわち、私学は公教育そのものです。私立学校法第8条において「国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない」と規定するのも、そのためです。以上の趣旨から、私たちは三鷹市に対して、上記項目についての御審議をお願い申し上げます。

以上